

はじめに

(1) 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」）を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会への提出と併せて、これを公表することが義務付けられています。また、同条第 2 項の規定に基づき、点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

本報告書は、同法に基づき、令和 5 年度における点検・評価の結果を報告するものです。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(2) 点検・評価の目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、全ての都道府県、市町村等に設置されている行政委員会です。その役割は、様々な属性をもった複数の委員による合議により、専門的な行政職員で構成される事務局を指揮監督し、中立的な意思決定を行うこととされています。

点検・評価は、効果的な教育行政の推進に資するものであり、また、市民への説明責任を果たし、信頼性の向上を図ることを目的として行うものです。

(3) 点検・評価の対象とする事務

本市では、教育の充実に向けた基本的な方向性を定める指針として、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定しました。本報告書では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する教育委員会の権限に属する事務事業のうち、同プランに掲げた施策の効果的かつ着実な推進のために、5 年間で取り組む主な事業を対象とし、点検・評価を行いました。

(4) 点検・評価に当たって

令和 5 年度版では、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」の最終年度である令和 7 年度の目標値達成に向け、1)「めざす姿と重点的に取り組む項目」と 2)「社会教育」に関連する施策及び事業について、重点的に点検・評価する対象としました。(6 施策 13 事業)

まず、1)「めざす姿と重点的に取り組む項目」は、令和 5 年度に教育委員意見交換会や総合教育会議の場で、近年の教育における動向等に迅速に対応するため、特に重要と考えるものについて、議論・整理し、取組を進めてきた項目です。「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」の施策目的の達成に向けて、本項目の取組を着実に進める必要があるため、重点的に点検・評価する対象としました。

次に、2)「社会教育」に関連する施策及び事業に関しては、これまでの学識経験者による点検・評価の講評において、社会教育と学校教育との連携を強める必要があるという指摘があったことから、重点的に点検・評価する対象としました。昨年度の学識経験者による講評では、「学校教育とは区別される社会教育の充実が、生涯学び続けることが知識基盤社会における豊かな人生を保障する点からも、リスクの点からも、今まで以上に教育委員会に要請されている。そこで、児童生徒と教職員の学びの視野を広げ学びの内容を豊かにするという点から、社会教育事業をより重視し、社会教育と学校教育との連携を強める必要があると考える」と述べられており、より効果的な教育行政の推進に向けて「社会教育」に関連する施策及び事業を重点的に点検・評価することとしました。

点検・評価に当たっては、対象となる基本施策の主な事業の令和 5 年度における取組、成果、課題等の検証をふまえ、令和 6 年度以降の方向性や対応を示しています。また前年度に引き続き、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」策定時に設定した指標に加え、参考指標を新たに設定することで、基本施策を適切に評価できるようにしました。そして、学識経験者によるヒアリングを実施し、指導及び助言を求め、施策・事業の評価並びに点検・評価のあり方及び実施手法について講評をいただきました。

●ヒアリング日程

日時		施策数	事業数	参加担当課数
第 1 回 令和 6 年 5 月 15 日	午前 9 時から 午前 12 時まで	2 施策	7 事業	3 課
第 2 回 令和 6 年 5 月 16 日	午前 9 時から 午前 12 時まで	4 施策	6 事業	5 課

●学識経験者

森田 英嗣 氏 (大阪教育大学 大学院連合教職実践研究科 教授)

葛西 耕介 氏 (東洋大学 文学部教育学科 准教授)